

予算措置を伴う案件の取扱いについて（例規甲）

（昭和41年6月20日
兵警会例規甲第38号）

警察運営に必要な予算については、当初予算においてその年度中に必要な経費を計上し、議決を経て成立したものについて執行されていることは承知のとおりである。

しかしながらその後において、警察運営上新たに予算措置を必要とする事案の生ずることが少なくないわけであるが、これらについては県財政当局と事前に協議することとされているので、各位においてその必要が生じたときは、なるべく折衝の余裕をもって事前に会計課長に連絡するよう配意されたい。

なお、予算措置を伴う案件の取扱いについて（昭和31年10月19日兵警会発第511号）は、廃止する。

参 考

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（予算を伴う条例、規則等についての制限）

第222条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）

（協議）

第7条 部局長は、次に掲げる事項については、企画管理部長に協議しなければならない。

- (1) 事業の実施計画で特に重要若しくは異例と認められるもの又は将来予算措置を必要とするものを定めること。
- (2) 国に対し負担金、補助金、委託費等の交付の申請をすること。
- (3) 委託料、負担金、補助金、交付金、貸付金、賠償金、投資金、出資金及び寄附金に係る事業実施計画及び支出負担行為を決定すること。
- (4) 工事又は製造の請負契約を締結すること。
- (5) 予算と関係を有する条例、規則その他の規程等の制定又は改廃をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、企画管理部長が別に定める事項。

2 部局長は、財務に係る制度及び手続と関係を有する条例、規則、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、出納長に協議しなければならない。